

令和4年第1回諏訪広域連合議会定例会

令和4年3月23日 開 会

令和4年3月24日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔3月23日(水)〕	7
同意第1号から議案第14号までの16件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第7号から議案第12号及び議案第14号 事務局長補足説明	
議案第13号 消防長補足説明	
同意第1号及び承認第1号 質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案第1号から議案第14号まで14件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔3月24日(木)〕	27
一般質問	
議案第1号から議案第14号までの14件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	63

諏訪広域連合告示第7号

令和4年第1回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年3月16日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和4年3月23日(水) 午後1時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

令和4年第1回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	会 議	備 考
3月23日 (水)	11:30~	議会運営委員会	
	13:00~	全員協議会	諏訪広域連合監査委員の選任について 専決処分の承認を求めるについて 本定例会の運営について その他
	13:30~	本会議	【開会】 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明・補足説明 質疑 討論・採決または委員会付託
	(15:00~) (~16:30)	常任委員会	付託議案審査
3月24日 (木)	9:30~ (~12:30)	本会議	一般質問 委員長報告 質疑 討論・採決 【閉会】

※丸カッコ内は予定時刻

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	森山岩光	2番	芳澤清人
3番	廻本多都子	4番	小山博子
5番	牛山正	6番	藤森靖明
7番	吉澤美樹郎	8番	川合弘人
9番	名取久仁春	10番	小松壮
11番	吉田浩	12番	今井康善
13番	中島保明	15番	長田近夫
16番	伊藤玲子	17番	望月克治
18番	松山孝志	19番	樋口敏之
20番	森安夫	21番	林元夫
22番	金井敬子		

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

14番 今井秀実

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 同意第 1 号 諏訪広域連合監査委員の選任について
- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 議案第 1 号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて
- 議案第 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 3 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 令和 3 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 号 令和 3 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 令和 3 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 10 号 令和 4 年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 議案第 11 号 令和 4 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 議案第 12 号 令和 4 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 議案第 13 号 令和 4 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 議案第 14 号 令和 4 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

○一般質問

4 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

令和4年3月

順序	氏名	通告内容
1	金井敬子 (下諏訪町)	介護保険事業について 1 介護保険施設の補足給付変更の影響について (1) 圏域内の状況把握と、掴んでいる実態は (2) 利用者の負担軽減策について (3) 退所せざるを得なくなった方への救済措置の考えは 2 次期介護保険事業計画に向けての課題について (1) 政府が検討する見直しに対する考え方は (2) 計画策定に向けてのスケジュールおよび各種調査の進め方は
2	廻本多都子 (諏訪市)	1 介護保険制度の長引くコロナ禍の影響 (1) 利用者の実績と推移 (2) 給付額の実績と推移 (3) 一人あたりの給付費 (4) 医療などへの影響 ・救急要請の実績と内容
3	中島保明 (岡谷市)	1 コロナ禍と令和3年夏の大雨災害を経験した諏訪広域連合の今後について (1) 連合長が思われたこと、思っていること (2) 今後の諏訪広域連合に生かしたいこと 2 救護施設八ヶ岳寮の運営について (1) 民生費県負担金と民生費負担金の算出方法 (2) コロナ禍による業務量の増加 (3) 地域移行の実績と課題

順序	氏名	通 告 内 容
4	林 元 夫 (下 諏 訪 町)	1 諏訪広域連合広域計画における「広域的課題の調査研究」について 2 広域連携の強化と諏訪経済圏の拡充及び広域圏の地域活性化について

令和4年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月23日（水）

午後 1時30分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 諏訪広域連合監査委員の選任について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 5 議案第 1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて
- 日程第 6 議案第 2号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 3号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 7号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 8号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第 9号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 議案第 10号 令和4年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第 15 議案第 11号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第 16 議案第 12号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第 17 議案第 13号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第 18 議案第 14号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

~~~~~



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3～日程第 18

同意第 1 号 諏訪広域連合監査委員の選任についてから議案第 14 号 令和 4 年度  
諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）まで 16 件一括議題

○広域連合長あいさつ、提出議題の説明

議案第 7 号から議案第 12 号及び議案第 14 号 事務局長補足説明

議案第 13 号 消防長補足説明

同意第 1 号及び承認第 1 号 質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第 1 号から議案第 14 号までの 14 件各質疑

議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 9 号、議案第 10 号のうち所管部分、議案第 13 号  
及び議案第 14 号 総務消防委員会に付託

議案第 3 号から議案第 8 号まで、議案第 10 号のうち所管部分、議案第 11 号及び議  
案第 12 号 福祉環境委員会に付託

散 会

~~~~~

○出席議員（21名）

議 席		議 席	
1 番	森 山 岩 光	2 番	芳 澤 清 人
3 番	廻 本 多都子	4 番	小 山 博 子
5 番	牛 山 正	6 番	藤 森 靖 明
7 番	吉 澤 美樹郎	8 番	川 合 弘 人
9 番	名 取 久仁春	10 番	小 松 壮
11 番	吉 田 浩	12 番	今 井 康 善
13 番	中 島 保 明	15 番	長 田 近 夫
16 番	伊 藤 玲 子	17 番	望 月 克 治
18 番	松 山 孝 志	19 番	樋 口 敏 之
20 番	森 安 夫	21 番	林 元 夫
22 番	金 井 敬 子		

○欠席議員（1名）

14 番 今 井 秀 実

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

広 域 連 合 長 金 子 ゆかり 副 広 域 連 合 長 今 井 竜 五

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 副 広 域 連 合 長 | 今 井 敦   | 副 広 域 連 合 長 | 宮 坂 徹   |
| 副 広 域 連 合 長 | 名 取 重 治 | 副 広 域 連 合 長 | 五 味 武 雄 |
| 事 務 局 長     | 花 岡 光 昭 | 企 画 総 務 課 長 | 小 池 秀 昭 |
| 情 報 政 策 課 長 | 小 池 徹   | 介 護 保 険 課 長 | 上 田 佳 秋 |
| 八ヶ岳寮寮長      | 牛 尼 淳 夫 | 消 防 長       | 花 岡 則 秀 |
| 消防次長兼総務課長   | 大 槻 秀 次 |             |         |



○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|       |         |                   |         |
|-------|---------|-------------------|---------|
| 書 記 長 | 藤 森 一 彦 | 企 画 総 務 課 総 務 係 長 | 山 本 征 幸 |
| 書 記   | 今 井 稜   |                   |         |



令和4年3月23日(水)

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 (2-1)

開会 午後 1時30分

散会 午後 2時36分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 1時30分

---

**樋口敏之議長** ただいまから、令和4年第1回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時30分

---

**樋口敏之議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員は21人であります。日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**樋口敏之議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、3番廻本多都子議員、20番森安夫議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**樋口敏之議長** 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月24日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 同意第 1号 諏訪広域連合監査委員の選任について

#### ○日程第 4

- 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定める  
について）
- 日程第 5  
議案第 1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて
- 日程第 6  
議案第 2号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7  
議案第 3号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス  
の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ  
スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 8  
議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の  
人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 9  
議案第 5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 10  
議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が  
遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 11  
議案第 7号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第  
1号）
- 日程第 12  
議案第 8号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 13  
議案第 9号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補  
正予算（第1号）
- 日程第 14  
議案第 10号 令和4年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第 15  
議案第 11号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第 16  
議案第 12号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第 17

議案第13号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

○日程第18

議案第14号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

樋口敏之議長 日程第3 同意第1号から日程第18 議案第14号までの16件を一括議題いたします。

広域連合長より、招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 本日ここに、令和4年第1回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、年度末を迎えいよいよ新年度が始まろうとしております大変御多忙の中を御参集いただき、誠にありがとうございました。

昨年度に引き続き、今年度もまた新型コロナウイルスに翻弄され続けた年となりましたが、一日でも早く収束することを心から願うところであります。これまでに感染された方々並びに周囲の皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げ、そしてまた今もなお最前線で闘っておられる医療従事者の皆様をはじめ、介護サービス事業者の皆様並びに感染防止に御協力をいただいている地域の皆様方に深く感謝を申し上げます。

本年は、6市町村この諏訪圏域を挙げての大祭、御柱祭の年を迎えておりますが、残念ながら山出しの曳行が変則的に行われることとなるなど、これもまた新型コロナウイルス感染症の影響を受けております。構成6市町村とともに御柱イヤー、この大切な節目と捉えまして、広域連合といたしましては力を合わせて各事業を推進してまいりたいと存じますので、引き続き議員各位をはじめ、圏域住民の皆様様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には同意案件1件、承認案件1件、条例等の議案6件、補正予算案3件並びに令和4年度の一般会計及び特別会計の予算案5件、合わせて16件の議案を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、同意第1号 諏訪広域連合監査委員の選任については、監査委員2名のうち、識見を有する監査委員であります樋口繁次氏の辞職に伴い、後任の監査委員として山崎文男氏を選任いたしたく、地方自治法及び当連合規約の規定により、議会の同意を求めます。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）は、昨年10月27日に富士見消防署の救急自動車が出発した際に諏訪赤十字病院の建物に接触した事故について、和解と損害賠償の額を定めたものであります。早期に和解する必要があり、専決処分をいたしました。

次に、議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについては、地方自治法の規定により広域計画について議決を求めます。現在、広域計画が今年度末で期間満了となるため、令和4年度から令和8年度までの5年間を新たな計画期間として策定したものであります。この計画案に関しましては、去る1月26日の全員協議会におきまして概要を御説明申し上げます。

時代の変化を踏まえ、特に急速に進展しつつあるデジタル社会の実現に向けて、国や県、関連市

町村等と連携し、圏域の一体的な発展を目指していく内容といたしました。また、介護保険の事務に関しては、的確な介護ニーズの把握と介護従事者の確保。また消防に関しては、予防、救急、救助、通信指令の各業務において、消防体制の一層の充実に向けた方針を掲げております。

次に、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定については、諏訪地区小児夜間急病センターを運営する指定管理者の指定期間の満了に伴い、地方自治法の規定により指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。指定管理者となる団体の所在地及び名称は、諏訪市大字四賀2299番地1、諏訪地区小児夜間急病センター運営医師会会長 今井智彦氏とし、指定の期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間といたしました。

指定いたします当該運営医師会は、岡谷市医師会、諏訪市医師会及び諏訪郡医師会の三つの医師会で構成する団体であります。この施設を運営していくに当たりましては、医師会の協力と連携なくして運営は困難であること、ほかにはこの施設の設定目的を達成し得る運営団体が現時点では見当たらないことから、公募によらず当該運営医師会のみを候補とし、公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て選定いたしました。

なお、運営に当たる医師の高齢化と負担の増大等の理由により、これまでの年中無休の体制から平日の週3日を休診日とし、指定の期間もこれまでの5年から2年に変更をいたしました。今後の在り方については、引き続き医師会等と協議調整を図ってまいります。

次に、条例の一部改正について御説明いたします。

議案第3号から議案第6号までは、介護保険に関する4本の条例について一部改正をお願いするものであります。これらはいずれも法令や制度の改正に伴うものではありません。介護保険関係の条例について、昨年度から法令用語や表現、条例の形式等に関する点検を行ってまいりました。今回の一部改正は、その点検結果に基づき技術的な整備をするものであります。

議案第3号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、引用箇所の修正、漢字や送り仮名表記の修正等による改正であります。

議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正については、引用する条項などの修正、表現の統一等による改正であります。

議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正については、漢字やサービス名称の修正等による改正であります。

議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正については、主任介護支援専門員の定義を明確にしたことによる改正であります。

次に、補正予算案について御説明いたします。

議案第7号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）は、前年度

決算における繰越金を八ヶ岳寮基金へ積み立てるために必要な補正を行うものであります。

次に、議案第8号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）は、居宅介護サービス給付費や介護予防生活支援サービス事業費の増加に伴い、関連する市町村負担金を増額補正するとともに、前年度からの繰越金のうち、介護給付費準備基金への積立て可能額を増額補正するものであります。

次に、議案第9号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）は、基金から生じた運用益を積み立てるために必要な補正を行うものであります。

次に、議案第10号から議案第14号までの令和4年度予算議案について御説明を申し上げます。

議案第10号 一般会計につきましては、総額3億5,455万2,000円を計上いたしました。人件費や管理的な経費のほか、介護保険特別会計への繰出金や小児夜間急病センター事業費等を計上いたしました。

議案第11号 救護施設八ヶ岳寮特別会計は、総額3億5,133万3,000円を計上いたしました。施設建設に伴う起債の償還が終了することから、公債費が減少となりました。利用者が健康で安心して生活できるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

議案第12号 介護保険特別会計は、総額203億1,363万9,000円を計上いたしました。第8期介護保険事業計画の下、安定した介護保険事業の運営を目指して、構成市町村やサービス提供事業者、各種団体等と連携して事業運営に取り組んでまいります。

議案第13号 諏訪広域消防特別会計は、総額25億6,894万1,000円を計上いたしました。茅野消防署北部分署の耐震改修工事のほか、老朽化した施設の計画的な改修工事に向け、設計業務に着手いたします。また2台の車両を更新し、万全な出動体制を確保してまいります。

議案第14号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計は、総額1,306万9,000円を計上いたしました。情報ネットワーク推進事業や、御柱祭に関する観光調査、LCV-FMを活用した行政情報の発信などに取り組んでまいります。

以上で各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては関係市町村が厳しい財政運営を強いられている中、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、コロナ禍における創意工夫も重ねながら、引き続き圏域住民の安全で安心な暮らしの実現に向けた取組をしてまいります。

なお、議案第7号から議案第9号までの補正予算案と、議案第10号から議案第14号までの各会計の新年度予算案につきましては、この後、事務局長、消防長から補足説明をさせていただきます。

以上、申し上げます、提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** それでは、議案第7号から議案第12号及び議案第14号について、私から補足説明をさせていただきます。その後、議案第13号につきまして消防長から補足説明をいたします。

それではまず、議案第7号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。1ページ、第1条です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,536万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,289万7,000円とするものです。

続いて、事項別明細書により説明をいたします。10ページ、11ページをお願いします。歳入になります。7款1項1目繰越金に、令和2年度決算における基金への積立て可能額1,536万7,000円を増額補正するものであります。

続きまして12ページ、13ページ、歳出になります。2款1項1目施設管理費積立金に1,536万7,000円を増額補正するものであります。説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。第1条になります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,668万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ204億9,107万7,000円とするものであります。

内訳につきまして、事項別明細書により御説明いたします。10ページ、11ページ、歳入になります。今年度の居宅介護サービス給付費及び介護予防生活支援サービス事業費の増加に伴い、2款1項1目関係市町村負担金に1,250万円、9款1項1目繰越金に、保険給付費及び地域支援事業費の増額分に対応する財源として措置するとともに、介護給付費準備基金への積立て可能額が確定したことにより3億2,418万3,000円を増額補正するものです。

次に歳出になります。12ページ、13ページをお願いいたします。2款1項1目居宅介護サービス給付費に1億円、4款1項1目介護給付費準備基金積立金に2億668万3,000円、5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費に3,000万円をそれぞれ増額補正するものです。議案第8号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第9号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。第1条です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ61万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,727万9,000円とするものであります。

次に、事項別明細書により御説明いたします。10ページ、11ページ、歳入でございます。2款1項1目利子及び配当金に、諏訪地域ふるさと振興基金を構成する国債の一部の買換えによる差益61万7,000円を増額補正するものであります。

続きまして12ページ、13ページの歳出になります。1款1項1目ふるさと振興事業費積立金に61万7,000円を増額補正するものでございます。説明は以上でございます。

続きまして、令和4年度の予算関係の議案になります。

議案第10号 令和4年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について御説明を申し上げます。予算書を御用意いただきまして、1ページをお願いいたします。1ページ、第1条になります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億5,455万2,000円と定めるものであります。



予算の内訳につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。8ページ、9ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は2億651万9,000円を計上し、前年と比べ529万7,000円の減となります。

2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金は、介護保険の低所得者の保険料軽減に係るものであり、軽減額の2分の1に相当する7,100万円の計上で、前年度比800万円の減となっております。

3款県支出金1項2目民生費県補助金の介護保険関連事業費補助金は、一般会計で事業実施する社会福祉法人等による利用者負担の減免事業補助金に対する県補助金で、18万5,000円を計上しております。

同項3目衛生費県補助金は、小児初期救急医療体制整備事業補助金で、小児夜間急病センターの運営に対する県補助金です。診療日数の減により、前年度比70万円減の100万円を計上しております。

同款2項1目介護保険関係負担金は、国の負担金同様、低所得者の保険料軽減に係る県負担金で、軽減額の4分の1に相当する3,550万円を計上し、前年度比400万円の減となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。5款繰入金2項3目退職手当基金繰入金は663万8,000円、2項5目総合福祉基金繰入金は、小児夜間急病センター事業の指定管理料に充てるため、520万円の繰入れを行います。

次に12ページ、13ページをお願いします。歳出について御説明いたします。1款議会費1項1目議会費は、広域連合議会議員改選年に隔年実施しております行政視察に係る経費が減となりまして、88万4,000円の計上です。

2款総務費1項1目一般管理費は1億3,308万7,000円の計上で、主に事務局職員の人件費や情報システム管理事業費を計上いたしました。

16ページ、17ページをお願いいたします。16ページの中ほどでございます防災総務費につきましては廃目としまして、一般管理費の中に防災啓発共同事業費としまして、前年同額を計上しております。

下段の3款民生費1項1目高齢者福祉費は、一般会計で実施する社会福祉法人等による減免事業補助金や、介護保険特別会計で実施する低所得者の保険料軽減に係る介護保険特別会計への繰出金など、介護保険関係の低所得者対策に係るもので、1億5,054万9,000円の計上となります。

18ページ、19ページをお願いいたします。4款衛生費1項1目病院群輪番制病院運営費補助事業費は、圏域住民の二次救急医療を確保するための圏域内6病院に対する運営費補助金で、3,301万5,000円の計上であります。

同項2目小児夜間急病センター事業費は、診療日数の減少に伴い指定管理料を190万3,000円減額し、3,401万5,000円の計上といたしました。

30ページ、31ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳になります。負担割合は規

約で定められておりまして、各事務事業別に関係市町村の負担金を掲載してございます。一般会計予算案の説明は以上でございます。

続きまして、議案第11号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について御説明いたします。予算書33ページをお願いいたします。第1条です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,133万3,000円と定めるものでございます。

40ページ、41ページへお願いいたします。歳入の内訳になります。1款1項1目関係市町村負担金は、八ヶ岳寮改築に係る公債費を賄うため関係市町村が負担するもので、672万7,000円の計上であります。

同項2目民生費負担金は、現在の入所者のうち市から入所した方の施設事務費及び施設生活費を、入所に対応した市が負担するもので、入所者93名分、2億3,660万9,000円の計上であります。

3款1項1目民生費県負担金は、県が負担する施設事務費負担金及び施設生活費負担金で、町村から入所となった方が対象となります。34名分、8,715万5,000円の計上であります。

42ページの救護施設八ヶ岳寮基金繰入金は、令和4年度は当初予算において計上はしてございません。

44ページ、45ページをお願いいたします。歳出の内訳について説明をいたします。2款1項1目施設管理費は、施設運営に係る職員人件費等の一般管理経費で、主な内容としましては、管理宿直、トイレ清掃等の業務委託や、身体機能が低下した高齢入所者が利用しやすくするための居室の洋室化の経費などで、2億4,627万2,000円の計上であります。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。同項2目施設事業費は、燃料費、光熱水費、賄い材料費、健康診断料、入所者小遣いや介護用ベッド、自動洗濯機など利用者の直接処遇に係る経費となっております。9,733万4,000円の計上であります。

最下段、3款1項公債費であります。こちらは平成13年度、14年度に実施をしました八ヶ岳寮全面改築工事に伴う起債の元利償還金で、672万7,000円の計上であります。償還元金と利子の内訳につきましては、49ページの説明欄を御覧ください。なお、この起債につきましては令和4年度が償還の最終年度となっております。

58ページを御覧ください。地方債に関わる調書になります。先ほど説明をしましたとおり、令和4年度をもって償還が終了となりますので、年度末の現在高見込額はゼロ円となっております。

次の59ページが関係市町村負担金の内訳です。経常経費分は該当がありませんので、公債費分のみ内訳となっております。説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について御説明を申し上げます。予算書の61ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ203億1,363万9,000円と定めるものであります。

70ページ、71ページをお願いします。歳入の内訳になります。1款1項1目第1号被保険者保険料は41億3,503万6,000円で、普通徴収分の収納実績を加味し、前年度から

1, 176万5,000円の増としております。

2款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は28億5,908万円。1節保険給付費関係負担金は、保険給付費の市町村定率負担分となる12.5%分を保険給付費割20%、人口割80%で関係市町村に負担をいただくものです。2節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業での市町村定率分を関係市町村が負担するもので、介護予防日常生活支援総合事業は事業費の12.5%分、包括的支援事業と任意事業は事業費の19.25%分をそれぞれ高齢者人口割で御負担いただくことになっております。3節事務費関係負担金は、人件費等の事務費関係経費を均等割20%、人口割80%で御負担いただくものであります。

4款1項1目介護給付費国庫負担金と、次の72ページ、73ページにございます5款1項1目介護給付費交付金、6款1項1目介護給付費県負担金は、いずれも増額となっております。これらは保険給付費を国・県・市町村、支払基金が一定の割合で負担するものであるため、保険給付費の増額に伴い増となっているものであります。

8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金は1億4,200万円の計上で、軽減対象者数の減少推計により1,600万円の減となります。

同款2項1目介護給付費準備基金繰入金は1億3,598万9,000円で、第8期介護保険事業計画の2年目における給付費保険料負担分を補うため、介護給付費準備基金から繰入れするものです。前年度に比べ1億481万5,000円の増となっております。歳入についての説明は以上でございます。

続いて、歳出の主な内訳について御説明を申し上げます。76ページ、77ページをお開きいただきたいと思います。1款1項1目一般管理費につきましては、主に人件費等の事務的な経費であります。2億1,716万2,000円を計上し、前年度に比べ1,792万1,000円の増となっております。これは4月採用予定の正規職員1名分の人件費の増額のほか、行政手続のオンライン化に伴うシステム改修に係る委託料の増によるものです。

次の78ページ、79ページです。事業計画策定費では、次期事業計画の策定に向けた高齢者等実態調査を予定しております、役務費、委託料の増を見込んでおります。

次に82ページ、83ページをお願いいたします。2款保険給付費の総額は187億9,480万9,000円で、前年度に比べて4億7,774万1,000円の増となっております。

なお、このページから92、93ページの特定入所者介護サービス等費までの2款の予算は、第8期介護保険事業計画2年目の給付費推計に基づき予算計上しておりますが、1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、令和3年度の給付見込みによる伸び率を勘案して計上しております。

82ページ、83ページにお戻りをいただきまして、2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、要介護認定者のうち要支援の方を除く要介護1以上の方々に対するサービス給付費となります。この介護サービス等諸費の主な歳出は、1目居宅介護サービス給付費、3目地域密着型介護サービス

給付費、次の84、85ページに移りまして、5目施設介護サービス給付費、この三つの給付費となります。なお、次の86、87ページの2項介護予防サービス等諸費以降の2款の説明につきましては割愛をさせていただきます。

次に94ページ、95ページをお願いいたします。5款地域支援事業費になります。地域支援事業費は11億8,668万4,000円で、前年度と比べ1,880万4,000円の増となっております。地域支援事業費は国によりその額が定められますけれども、その範囲の中で関係市町村からの要望額によりまして計上しております。

最後に、112ページ、113ページを御覧いただきたいと思います。関係市町村負担金内訳となります。各事務事業別に関係市町村の負担金を掲載しております。令和4年度の介護保険特別会計予算(案)の説明は以上でございます。

最後に、議案第14号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算(案)について説明を申し上げます。149ページになります。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,306万9,000円と定めるもので、前年度比359万3,000円の減となっております。

内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。156ページ、157ページをお願いいたします。歳入の内訳になります。2款1項1目財産収入は、基金の利子収入で1,010万円、前年度予算から22万6,000円増となります。

4款1項1目繰越金は、財源確保のため前年度比118万1,000円増の296万7,000円を計上いたします。基金繰入金は、本年度当初予算計上はございません。

158ページをお願いいたします。歳出の内訳になります。1款1項1目ふるさと振興事業費は1,296万9,000円で、前年度比359万3,000円の減となっております。

事業ごとの主な内容になります。まず、ふるさと振興事業費は391万円で、広域観光調査委託料として333万円を計上いたしました。こちらは御柱祭開催年に行っているものでありまして、御柱祭による観光がもたらした経済的な影響について調査するものでございます。

スポーツ振興補助金は、前年度と同額の50万円を計上しております。

なお、婚活事業として実施をしましてまいりました婚活イベントにつきましては、事業終了といたしまして予算計上はございません。

次に、情報ネットワーク推進事業費で、LCV-FM広報の委託料として前年同額の580万8,000円を計上しております。

次に新規事業となりますが、情報系システム強靱化保守委託料200万5,000円を計上いたしました。こちらは、情報系強靱化システムの更改が1年先送りになったことに伴い発生をします保守延長費用について、広域連合で負担をするものでございます。

同様に新規事業として、長野県高速情報通信ネットワーク利用負担金として、111万4,000円を計上いたしております。こちらは長野県高速情報通信ネットワーク、通称IBNと申しますが、こちらにつきまして6市町村と広域連合が共同で利用していることから、諏訪地域に

係る I B N の負担金につきましては、ふるさと振興事業費で対応することとしまして予算計上したものでございます。

なお、防災対策事業費につきましては、隔年実施している臨時災害放送局開設訓練が令和 4 年度は実施しない年となりますので、予算計上はございません。諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）の説明は以上でございます。

消防関係を除く議案についての説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** それでは、私から議案第 1 3 号 令和 4 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について補足説明を申し上げます。予算書を御覧ください。

初めに、1 1 5 ページをお願いいたします。第 1 条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 5 億 6, 8 9 4 万 1, 0 0 0 円と定めるものでございます。

第 2 条地方債は、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により定めたものであります。内容は 1 1 8 ページ第 2 表に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明を申し上げます。1 2 4、1 2 5 ページを御覧ください。歳入の内容になります。1 款 1 項 1 目関係市町村負担金は 2 3 億 7, 7 6 1 万 3, 0 0 0 円の計上で、前年度比 9 5 8 万 4, 0 0 0 円の増となっております。

2 款 1 項 1 目消防手数料は 1 6 0 万円の計上で、危険物許認可等の手数料でございます。

7 款 1 項 1 目消防債は 9, 1 2 0 万円の計上で、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新整備に係る起債でございます。

次に 1 2 8、1 2 9 ページをお願いいたします。ここから歳出となります。1 款 1 項 1 目一般管理費は、職員の人件費、研修等の職員管理に係る経費などで、2 0 億 1, 5 1 9 万 7, 0 0 0 円の計上となっております。

同款 2 項 1 目常備消防費は 1 億 7, 8 5 0 万 8, 0 0 0 円の計上で、消防指令システムの部分更新による瑕疵担保期間終了に伴い、通信指令システムの部品等が有償交換となるため、次の 1 3 0、1 3 1 ページになりますが、1 0 節需用費の修繕料及び 1 2 節委託料の各種業務委託料が前年度より増となっております。

2 項 2 目消防施設費は 1 億 3, 1 9 3 万 9, 0 0 0 円で、次の 1 3 2、1 3 3 ページを御覧いただきたいと思いますが、1 2 節委託料に、令和 5 年度に実施を予定している諏訪消防署及び富士見消防署の庁舎屋根防水改修工事の設計業務委託料を計上したほか、1 4 節工事請負費に茅野消防署北部分署の耐震改修工事等に要する経費、1 7 節備品購入費に諏訪消防署へ配備する水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新整備に要する経費を計上いたしました。

2 款公債費は 2 億 3, 8 2 9 万 7, 0 0 0 円の計上で、1 項消防本部公債費で、令和 2 年度に更新いたしました高規格救急自動車の元金償還が始まるため、増となっております。

1 3 6 ページからの給与費明細書、1 4 5 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につい

ての説明は省略させていただきます。

146、147ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますので御覧をいただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**樋口敏之議長** これより、同意第1号 諏訪広域連合監査委員の選任について、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第1号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第1号について討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第1号について討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号から議案第14号までの14議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて、質疑はありませんか。中島保明議員。

**13番中島保明議員** 13番、中島保明です。広域計画の3ページに、現状と課題の中でDX等によるデジタル社会の実現に向けた業務改革という文言が書かれており、また先ほど金子連合長からもデジタル化に向けてのお言葉がありました。前の広域計画と大きく変わっている点の一つであろうかと思えます。このDX化について、この先5年間の構想といいますか、具体的な何かお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

**樋口敏之議長** 情報政策課長。

**小池徹情報政策課長** DXにつきまして、情報化につきまして御質問いただきました。御承知いただいていますとおり、IT、情報化ということが非常に国を挙げて推進される状況でございます。また、そのスピードも非常に加速度的に速くなっているということが言えるかと思えます。

それに対しまして、広域連合が所管している事務につきまして情報化を進めていくということはもちろん大切でございますが、それと併せて6市町村がこれから情報化を進めていく。そのための調整といいますか、間に立って協議をまとめていく。そんな役割が求められていると思っております。

具体的に情報化の部分で申し上げますと、既に行っているものも含めまして、この議会の映像を公開していくようなことですか、それから議事録を機械を通じて作成するか、それからまた事務方の中ではチャットと言っています情報交換をするような便利なツールを使って、事務方の事務を効率化させると。そんなような取組を進めているところでございますが、そういったことも含めまして本来のDX、情報化の本当の有益なところは、こういった情報化のツールを使って事務自体を効率化させて改革していくと。それがDXということになるわけでございます。そういった取組をここで進めていくということになります。

そして大きな流れとして、一番大きなものが、国のほうで進めております基幹業務、いわゆる住民基本台帳でありますとか税ですとか福祉であるとか、そういったものを標準化していくという流れがございます。これが非常に、令和7年度末には日本中の市町村が標準化をするということを目指して進められております。

それに対しまして、主体は6市町村になるわけでございますが、広域連合もそこにきっちりと間に入りまして進めていく。そしてまたオンライン化、行政手続を庁舎においでいただくなくてもオンラインで進められる、そこも国は非常に力を入れているところでございます。

そういったところも個々の6市町村が別々にばらばらにやるのではなくて、広域連合が間に入って、できるだけ共同化でできるものは共同化させていく、そんな調整をしていくと。そんなところが大きなこれからの役割になっていくのではないかと考えております。

**樋口敏之議長** 中島保明議員。

**13番中島保明議員** ありがとうございました。

**樋口敏之議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** この小児救急センターというものの指定管理者になるのは特別、医師とかそういう医師会とかということですので、指定管理者に対して云々ということはないんですけども、先ほどの広域連合の計画の中でも、この小児の受入れのセンターのところでは少子化と医師の負担、そういったものが増えている中で、この医師会にお願いをするに当たって、今まで5年間だったのを2年間にすると。そういう中で終日やっていたのを平日の3日間だけにするという、非常に事業の縮小という形で出ていて、一番最初に出たのが、いわゆる近隣の小児科医だったり、いろいろな総合病院で救急を請け負ったりしているところで、ドクターの負担を少なくするということがこの小児救急というのがまず出てきて、地域住民の小児の健康も安全も守ろうという形だったのが縮小、負担が増えちゃった。逆に負担が増えちゃって縮小になっていってしまうという中で、今後このセンターの在り方とかといったものをどう考えていくのかお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** 小児夜間急病センターでございます。運営医師会のほうで運営をさせていただいている中で、様々な御意見をいただいております。もちろん医師の高齢化、少子化という部分もございまして。また、このコロナの状況の中で、PCR検査センターへの当番ですとかワクチンの接種ですとか非常に負担が増えているという状況の中で、非常に厳しいというお話をいただく中で、今回、指定管理期間は2年間、それから平日に3日お休みをつくるということになったわけでありまして。

今後この2年間の中で、小児夜間急病センター自体を今後どうしていくかということをお話させていただいているところと検討を進めるということをお話をさせていただいているところであります。医師の皆さんからは、急病センターを設立した当時とは大分状況が違うということも言われております。子供へのワクチン、いろいろな各種のワクチンの接種等が進んで、子供が急病、急に発熱したりということが減っているということも事実あるということ。それから、地域の病院のほうの小児科医のほうも、その当時に比べると増えているというお話もございまして。そういったことも含めて、総合的にこの2年間で判断をしていきたいということでございまして。

**樋口敏之議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援



の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和4年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、質疑はありませんか。中島保明議員。

**13番中島保明議員** よろしくお願ひします。予算書の19ページです。小児夜間急病センター事業費ということで先ほど事務局長のほうから減額の説明がありまして、毎日診療から4日間診療ということで、190万円減額されたというお話がありました。額のことでなくて、先ほど議案第2号で指定管理者がそう決まったならば、この後、手順的には契約ということに結びついていくかと思うんですが、そのときに改めてこの辺の委託料について決まってくるのかなという気がするんですけども、あるいは変更処理のような形をされるのか、その辺はどんな手順で行われるか。確

認をお願いしたいと思います。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** この予算案でございますけれども、これまで365日の診療であったものが、令和4年度につきましては7月から週3日休みということをご予定しております、247日の診療ということで計算をしております。この指定管理料につきましては、実際に患者がどのくらい来るかということで、患者が来ると診療報酬が運営医師会のほうに入ります。それとの兼ね合いになりますので、一旦はこの金額でお支払いするんですけれども、年度末に精算をします。基本的には小児夜間急病センター自体の運営医師会自体が収益を求めるところではないものですから、最終的には精算という形で、もし多ければお返しをいただくと、そんな形になります。

**樋口敏之議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第1号、議案第2号、議案第9号、議案第10号のうち所管部分、議案第13号及び議案第14号を。

福祉環境委員会に、議案第3号から議案第8号まで、議案第10号のうち所管部分、議案第11号及び議案第12号をそれぞれ付託いたします。

---

**樋口敏之議長** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

樋口敏之議長 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 2時36分

## 令和4年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月24日（木）

午前 9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて
- 日程第 3 議案第 2号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 3号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 8号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 9号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第10号 令和4年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第12 議案第11号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第13 議案第12号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第14 議案第13号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第15 議案第14号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

~~~~~

本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1 | 一般質問 | ページ | ページ |
|-----|----|--------|-----|---------------|
| | 1番 | 金井敬子 … | 30 | 2番 廻本多都子 … 35 |
| | 3番 | 中島保明 … | 40 | 4番 林元夫 … 46 |
| 日程第 | 2～ | 日程第15 | | |

議案第1号から議案第14号まで14件一括議題

議案第1号、議案第2号、議案第9号、議案第10号のうち所管部分、議案第13号及び議案第14号 総務消防委員長報告

議案第3号から議案第8号まで、議案第10号のうち所管部分、議案第11号及び議案第12号 福祉環境委員長報告

議案第1号から議案第14号まで14件各質疑、討論、採決

閉 会

~~~~~

○出席議員（21名）

| 議席  |       | 議席  |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 森山岩光  | 2番  | 芳澤清人 |
| 3番  | 廻本多都子 | 4番  | 小山博子 |
| 5番  | 牛山正   | 6番  | 藤森靖明 |
| 7番  | 吉澤美樹郎 | 8番  | 川合弘人 |
| 9番  | 名取久仁春 | 10番 | 小松壮  |
| 11番 | 吉田浩   | 12番 | 今井康善 |
| 13番 | 中島保明  | 15番 | 長田近夫 |
| 16番 | 伊藤玲子  | 17番 | 望月克治 |
| 18番 | 松山孝志  | 19番 | 樋口敏之 |
| 20番 | 森安夫   | 21番 | 林元夫  |
| 22番 | 金井敬子  |     |      |

○欠席議員（1名）

14番 今井秀実

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	金子 ゆかり	副広域連合長	今井 竜五
副広域連合長	今井 敦	副広域連合長	宮坂 徹
副広域連合長	名取 重治	副広域連合長	五味 武雄
事務局長	花岡 光昭	企画総務課長	小池 秀昭
情報政策課長	小池 徹	介護保険課長	上田 佳秋
八ヶ岳寮寮長	牛尼 淳夫	消防長	花岡 則秀
消防次長兼総務課長	大槻 秀次		

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長 藤森 一彦 企画総務課総務係長 山本 征幸

書

記 今 井 稜



令和4年3月24日(木)

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 (2-2)

開議 午前 9時30分

閉会 午前11時52分

(傍聴者 1名)

開 議 午前 9時30分

**樋口敏之議長** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員は21人です。

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**樋口敏之議長** 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** おはようございます。質問番号1番、議席番号22番、金井敬子です。介護保険事業について、通告に沿って順次質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず、介護保険施設の補足給付変更の影響についてです。昨年8月から行われた補足給付の変更は、どのような影響をもたらしているのでしょうか。補足給付については前回の一般質問で取り上げた経過がありますので、預貯金要件の変更及び食費の負担限度額の変更について、その内容を繰り返すことはいたしません。この制度変更により施設入所やショートステイ利用の継続が困難になってしまう事例が発生してしまうことや、入所以降の経済的負担を考慮して、特養への入所申込みを断念する事例が発生してしまうこと。そして、それが御家族への経済的、肉体的、精神的な負担増につながってしまう心配をお伝えしました。

実際に、8月以降の支払いが始まって以降、少なくない影響が生じていることが既に伝えられています。当圏域内でも、複数の加盟事業所がある全日本民主医療機関連合会は、制度の変わり目に施設入所やショートステイを利用していた方への影響調査の結果を昨年12月に公表しています。結果が得られた施設入所者2,730人のうち、7月まで補足給付を受けていた1,789人のうち、資産要件の厳格化で8月から251人、14%の方が補助対象から外され、食費も居住費も全額自己負担となり、月2万5,000円から6万9,000円の負担が増え、月約8万4,000円の利用料が15万円近くへと跳ね上がった事例もあったとのこと。また、引き続

き対象となったものの、収入要件の段階見直しで月2万2,000円の食費負担増となった方も641人、35.8%に上り、対象外となった人と食費負担増となった人を合わせると、これまで補助を受けていた方の約半数が負担増を強いられました。

ショートステイ利用者1,141人では、補助対象だった477人のうち64人、13.4%が対象外になりました。対象のままでも食費負担が増えた方が358人、75.1%に上りました。対象のままだった人の負担増の幅は年収によって3段階ですが、半数近くの方が最大幅の負担増となったとの結果であります。これらの負担増が原因で、施設退所やショート利用控えによる家族の介護負担増や施設の入所申込みを断念する事例、利用者と家族の共倒れを危惧する声があったとの具体例も報告されています。

身近で施設退所を選択せざるを得ない事例を、幸いなことに私はまだ耳にしておりませんが、過日、下諏訪町の特別養護老人ホーム天白では、資産要件で補足給付から外され、一月の負担額が5万2,000円余りからほぼ倍の10万円まで引き上がった入所者がいらっしまったとお話を聞きました。介護保険事業者として、広域連合は8月以降の補足給付変更の影響把握をいかがされているのでしょうか。また、その把握結果はいかがでしょうか。まずお聞きし、以降は質問席において質問させていただきます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** おはようございます。金井敬子議員の御質問にお答えをいたします。補足給付変更の現状把握と把握結果ということでございます。特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付の見直しにつきましては、一定の収入等の要件により、施設入所者及びショートステイの食費の助成について負担限度額の上乗せが行われたほか、食費、住居費の助成の要件となる預貯金等の基準について所得段階に応じて基準額が細分化され、昨年8月から実施されているところであります。

現状につきましては、諏訪広域連合が保険者として毎月県に報告している事業状況報告により、食費、居住費に係る負担限度額認定者数を利用者負担段階別に把握をいたしております。直近2月末の認定者の累計数を昨年と今年で比較してみますと、基準等の変更のない第1段階につきましては、昨年が39人、今年が37人でした。また、預貯金などの基準額が変更された、本人及び世帯全員が非課税で合計所得金額等が80万円以下の第2段階については、昨年が357人、今年が343人でした。こうして見ますと、第1段階及び第2段階の認定者数には大きな変化は見られませんが、合計所得金額等が80万円を超えて120万円以下、それと120万円超えの二つに細分化されました第3段階につきましては、昨年が1,379人、今年、細分化の合計人数ですが、1,246人、133人の減となっております。

このことから、昨年8月の補足給付の見直しにつきましては、諏訪圏域内では第3段階に該当するおよそ130人の方が、軽減対象に認定されていない可能性があるかと捉えているところです。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** ただいま連合長から認定者数の変化についてお知らせいただきましたが、そ



れでは利用者負担の軽減策としての社会福祉法人等による利用者負担軽減制度や、広域連合独自の介護保険利用負担額助成事業の利用状況はどう推移しているのでしょうか。お聞きしたいと思います。8月以降の状況はいかがでしょうか。

下諏訪町での利用状況を聞いてまいりました。負担限度額認定者数は昨年6月1日が206人、9月1日が172人、今年3月1日では198人。社会福祉法人減免認定者は、昨年6月1日が8人、9月1日が5人、今年3月1日は9人とのことでありましたので、単純に増加していると見ていいのかは疑問に感じる数値でありました。広域全体ではいかがでしょう。また、これらの制度は必要な方に十分利用されていると認識されているのでしょうか。これらの制度についての周知は十分に徹底されているのかについても併せてお願いします。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** それではお答えさせていただきます。まず社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の推移について、お答えをさせていただきます。社会福祉法人等が介護保険サービスを利用する低所得者に対し利用料の軽減を行うものでございますが、令和元年度の事業実施法人が27法人、減免認定者数は55人でありました。令和2年度は事業実施法人が20法人、減免認定者数46人。令和3年度につきましては、2月末現在でございますが、事業実施法人が19法人、減免認定者数36人となっております。

次に、諏訪広域連合独自の軽減制度であります介護保険利用者負担額助成事業についてお答えをいたします。この事業につきましては、先ほどの社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を社会福祉法人以外の介護サービス事業者から受けた場合にも、同様に軽減するとしたものでございます。令和元年度の減免認定者数は55人、令和2年度が47人、令和3年度2月末現在が38人となっております。

また、これらの利用者負担の軽減事業の周知につきましては、制度案内のリーフレットを7月に全認定者に送付する介護保険負担割合証に同封をし、御案内をさせていただいております。また、諏訪広域連合及び諏訪広域6市町村のホームページに掲載するほか、サービス利用ガイドブックを作成し、市町村窓口等で御活用いただくなどの取組を実施しているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** それでは、先ほど全日本民医連の調査結果をお話ししましたけれども、具体的に圏域内で、この8月からの補足給付の見直しによって施設退所を余儀なくされた方等の困難事例はないという理解でよろしいでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** お答えいたします。昨年8月からのこの補足給付の見直しにつきましては、現在、影響調査等、事業所にアンケートを実施させていただきました。6市町村の担当窓口への照会のほか、諏訪圏域内の特別養護老人ホーム20施設、介護老人保健施設12施設へアンケート調査を実施いたしました。この中におきましては、退所に至ったという事例の御報告はございませんでした。以上です。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 退所の事例はないということでは一安心ではありますが、かなり食費が上がったことで困惑された事例はたくさんあるのではないかと思います、そういった声はこのアンケートに示されているのでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** アンケート調査の回答からは、まず市町村窓口では十数件でありますけれども、制度についての苦情といったものが主なものでございました。その他、対象施設からは、制度改正前からアナウンスをして対応している、あるいは負担が増えることについて同意書を得られている。また、お酒などの嗜好品を控えてもらうように促しているといったことで、特に大きなクレームといったところは聞かれていないというところでございました。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** この負担増は延々続くことになるわけです。高くなった自己負担が、数か月は何とか、例えば施設入所の場合、ほぼ倍になったお金を払い続けることが数か月は可能であっても、それがいつまで続くか分からない。延々続けば家族もその負担が大変になるし、また預貯金を抱えている利用者御本人であっても、預貯金をだんだん食い潰していく状況は容易に想像できるわけです。

これから先の事例を想定しての質問は大変失礼なことかもしれませんが、そういった自己負担の支払いに限界が生じてしまって、もうどうにもならないよといった事例が生じた場合、諏訪広域連合として独自の、それらの方に対する救済措置というのは視野に入れていただけるのかお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 現実的にお支払いにお困りになったという利用者の方がいらっしゃるということは承知しております。各施設におきまして、そういった方々に対しては分納等の相談に応じるなどの対応を行っていただいているということを承知しております。なお、そういった方に対する諏訪広域連合独自のサービス、サービスというか制度ですけれども、そちらについては負担の公平性を考える観点から、現在のところ特に想定していないところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 私はこの利用者本人、そして御家族の皆さんの大きな負担増をもたらした補足給付、ぜひ見直し前に戻していただきたいと思うところであるんですが、この見直しが低所得者への配慮を欠く改悪だったことに加えて、それがコロナ禍の真ただ中に行われたということが大変気になっています。

ただでさえ負担増などに加えて、コロナ禍で経済的に大変な御家庭も少なくありません。苦難を増す制度改悪だったと考えると、何ともやりきれないものです。どうか今後も地域の実態を詳細につかんでいただき、もし深刻な事態が増えていくようであれば、広域連合としてもぜひ温かな目で考えていただきたいことを望みたいと思います。

それでは次の通告項目、次期介護保険事業計画に向けての課題について移ります。政府はケアプランの有料化、自己負担の原則2割、要介護1・2の方の訪問介護やデイサービスの保険外しなどを検討しています。利用者、事業者双方にとって今以上の保険あって介護なしの状況をつくりかねない方針です。今でも高い保険料を払い続けても、必要なときになっても使えない、費用負担ができずに利用を控える、回数を減らすことなどが問題になっているにもかかわらず、厚生労働省は常に制度の維持のためという名目で検討し変えていく方向は、利用者、家族にさらなる苦難を強いるものであると私は捉えています。

使いやすく、安心できる制度の確立を利用者、家族側の立場に立って国に求めていると聞いていますが、保険事業者としてのこれらの国の方向性をどう捉えていらっしゃるのかお聞きします。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 令和3年5月21日に、財務省が所管する財政制度等審議会により、「財政健全化に向けた建議」が財務大臣へ提出をされております。その中の、社会保障の分野で取り組むべき事項の冒頭におきまして、社会保障制度は受益（給付）と負担の不均衡という構造的な問題を抱え、財政悪化の最大の原因となっている状況に変わりはないとしています。

この中で、介護保険制度については、まず令和4年度以降に団塊の世代が後期高齢者になり始めることで、要介護認定率や1人当たり給付費が高い75歳以上の高齢者が令和12年頃まで増加し、その後も85歳以上人口が増加していくことが見込まれること。もう1点として、介護保険創設以来増加してきた保険料負担者である40歳以上人口が令和5年をピークに減少し、とりわけ40歳から64歳の支え手の割合が減少していくことが見込まれること、こういったことを挙げております。

これらのことから、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、保険給付範囲の見直しをはじめとする制度改革を第9期、次期の介護保険事業計画期間から着実に実施するよう意見が出されております。こういったことを踏まえて、今後また検討されていくと承知しております。そういったことを踏まえて第9期、次期介護保険事業計画に向けて介護保険委員会等で意見を頂戴する中で、また次の介護保険事業計画の策定を進めていきたいと考えております。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** 介護保険が創設された当初の、介護を地域で支える、みんなで地域で支える介護という名目だったかと思いますが、制度の維持のためということでは、どんどん当事者、サービスを利用する皆さん、そして家族の皆さんへの負担が強いられている。消費税増税も、この税収は社会保障に使われると言われつつ切捨てばかりが続く、一向に社会保障がよくなるためがないという情勢の中で、地域の皆さんからも大変不信感が募っているかなと思います。

ぜひとも、次期の介護事業計画策定に向けては、地域の実態を把握するとともに、そうした地域の皆さんの声にも真摯に耳を傾けていただきたい。そして、ぜひとも利用者、家族側の立場に立ちきる姿勢を広域連合に求めたいと願うところです。そして同時に、必要に応じて国に対しても要望

等をしっかり上げていただくことを改めて要望申し上げたいと思います。

それでは、その第9期の事業計画策定に向けてお聞きしたいと思うんですが、来年度は第8期事業計画の2年目となります。第9期に向けた計画策定が進められるはずであります、この計画策定に向けてのスケジュール予定等をどう組まれているのかお聞きしたいと思います。

また、その策定の基礎資料とする各種調査は、毎回の計画策定と同様に行われるのでしょうか。昨日は福祉環境委員会での来年度介護保険の予算審査の中で、高齢者実態調査が来年度行われる旨の説明がございましたが、その他介護支援専門員アンケートなどの予定はいかがかお聞かせください。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 次期事業計画を策定いたしますときに用います基礎資料とする各種調査につきましては、過去の事業計画策定時と同様に、スケジュールに関しましても同様に進めていきたいと考えております。

具体的には、令和4年度に高齢者等実態調査と介護人材等に係る従事者アンケート調査を実施いたします。さらに、翌令和5年度に介護支援専門員アンケート調査とサービス提供事業所アンケート調査を実施いたします。そして、これら四つの調査結果を基礎資料として、令和5年度中にこの調査結果を反映させた次期介護保険事業計画の策定を行う、こういったスケジュールを考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2番金井敬子議員** 例年というか毎回のごとくスケジュールが組まれるという理解をするところですが、気になるのは毎回特に高齢者の実態調査の回収率があまり高くないということです。私も家族が介護保険を利用させていただいているものですから、以前このアンケートを具体的に答える側に回りました。大変ボリュームがあって、時間を取らないとなかなか回答が埋まらないというアンケート調査でありましたが、回収率を上げるために何か検討されているようなことがあれば、ぜひお示しいただければと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 先ほど申しあげました四つの各調査につきましては、やはりその回収率というところを上げていくことが重要だと承知しております。特に高齢者等の実態調査については、丁寧な説明と、その回収率を上げることが重要だと考えております。まだ具体的にこれといった策はお示しすることができないところでございますけれども、今後しっかり今までの調査結果等を洗い出して、どういった方法で行っていくのか。また、さらに工夫をして行いたいと考えております。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2番金井敬子議員** ぜひ圏域内の実態、そして地域の皆さんの声をよりリアルに把握できる調査であるよう期待し、私の質問を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、廻本多都子議員の質問を許します。廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** おはようございます。通告に従い、介護保険制度の長引くコロナ禍の影響に

ついでに質問を行いたいと思います。

初めに、介護保険制度が始まって20年が経過し、制度は御存じのとおり3年ごとの見直しをしています。第8期の介護保険制度の計画実施中ではありますが、保険制度の発足当初からヘルパーなどの介護職が充足していない、また懸念であった施設整備や入所待機者の解消など、課題を残したままの見切り発車をした制度であります。

家庭から社会的な介護へと始まった介護保険制度は、公的な支援から民間の事業所へとその責務を移行していきました。介護の質の向上を目的に、家庭介護から社会的な介護へと、基本理念の下に始まった制度です。多くの民間の事業者が立ち上がり、その責務を今でも負っています。

こういった中で、世界中でコロナ感染症のパンデミックです。3年目に突入しました。収束のめどはまだに立っていません。現時点ではリスクの高い高齢者から3回目のワクチン接種を施行し、3月の末には対象者がほぼ接種終了となる見込みですが、高齢者を含め子供まで、全世帯へその感染は拡大し続けています。諏訪圏域でも全国同様に感染者数は高止まりの状態です。

さてこの間、民間の事業所は介護保険制度を支えてきました。しかしながら、介護職の不足、介護報酬が低過ぎるなど、事業所の運営が困難となっているなどの問題もありました。加えてコロナ禍では、基礎疾患を持つ高齢者が多く、利用している介護事業所ではクラスターの発生などが懸念され、その影響は大きいと考えます。

そこでまず第1の質問ですが、利用者について伺います。コロナ禍でサービス利用の控えなどもあったのではないかと考えます。また介護現場では、介護職の人手不足に加えて、感染症の対策など業務の増加や、体調不良時には休暇を取らざるを得ない、こういった状況もあります。事業所の休業などは即利用者へ影響しますが、この間の利用者の利用実態と、計画では高齢化に併せて利用者の増加を見込んでいる第8期の計画ではありますが、今後の推移も含めてどうなのかお聞きします。次回からは質問席にて行います。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** それでは、廻本多都子議員の御質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、令和元年12月に中国で原因不明のウイルス性肺炎として確認をされて以降、世界的に感染が拡大し、国内では翌年の令和2年1月に、また長野県内では同年2月に1例目が確認をされました。現在までも世界的な流行は継続しており、この間、社会経済活動や市民生活などに大きな影響を及ぼし、いまだ収束の見通しがつかない状況です。このような状況の中、諏訪広域連合では、今年度から始動した第8期介護保険事業計画に基づき、6市町村と連携した事業運営に取り組んできているところであります。

さて、御質問の介護サービス利用者の実績につきましては、新型コロナウイルス感染症確認前の平成30年度の実績から申し上げます。第8期介護保険事業計画に用いている施設サービス、住居系サービス、在宅サービスの合計による月平均の利用者実績となりますが、平成30年度が8,741人、令和元年度が8,827人、令和2年度は9,005人でありました。平成30年度から令和元年度では86人の増、令和元年度から令和2年度では178人の増と推移をしております。

ます。

長引くコロナ禍ではありますが、サービス提供事業者や介護従事者の皆さんの感染対策への深い御理解、御協力、御努力などにより介護サービス利用者数は伸びている状況でございます。以上でございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 高齢化に併せて利用状況は増えるという見込みの中の計画をしているわけですが、実態を見てみると、やはりどんどん利用者というものが増えていると考えます。

さて次に、給付額の実態はどうだったのか。給付額というのは、利用状況にも及びます。利用者は増えても、その利用をたくさんしたのか、利用しない人も増えたのかということの中で、給付額が実際にどうだったのか。その実績と、今後またどう推移していくのかお聞かせください。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 給付額につきましても、第8期介護保険事業計画に用いている数値により、平成30年度の実績から申し上げます。なお、事業計画上の給付費につきましては、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費のほか、補足給付等に関する費用は除いておりますので御了承ください。

平成30年度が163億2,395万9,000円、令和元年度が166億2,619万4,000円、令和2年度が168億9,211万8,000円でありました。平成30年度から令和元年度では3億223万5,000円の増、令和元年度から令和2年度では2億6,592万4,000円の増と推移しております。

先ほどの介護サービス利用者数の伸びと同様に、給付費につきましても増加傾向にあります。コロナ禍におきましても、必要な介護サービスについて御利用いただいていると捉えているところでございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** おおむね予算どおりに介護サービスを、利用者を含めコロナ禍においてもしっかりとサービス提供とサービス利用がされていると理解しますが、その理解でよろしいでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 議員のおっしゃるとおりだと思います。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 次の質問に移ります。介護保険制度から外れて、予防を含め地域支援事業として自治体ごとに予算を出している支援事業がありますが、これは保険制度下における1人当たりの給付額、そういったものの平均に含まれていないと私は思っているんですけども、大体の給付額、いわゆる在宅や施設サービス等々の介護保険制度下の給付額は1人当たり今どれくらいになっているのでしょうか。施設と在宅サービスを分けると、在宅のほうが少なくて施設サービスのほうが多いと考えますが、どうでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 介護保険事業計画に用いている1人当たりの給付費でお答えをさせていただければと思いますが、第1号被保険者1人当たりの年額の給付費で申し上げます。平成30年度の実績から申し上げますが、平成30年度が25万8,942円、令和元年度が26万3,268円、令和2年度が26万6,467円でありました。平成30年度から令和元年度では4,326円の増。令和元年度から令和2年度では3,199円の増と推移をしております。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 計画どおり、多少なりとも給付額も上がっているとは考えますけれども、1人当たり三、四千円の年間額が上がっているということは、サービスの今までの介護保険のレセプトの点数とかというのは介護報酬が上がっていないので、その中で多少なりとも時間、例えばデイサービスだったら時間を延長するとか、そういうところになっていると。1人当たりで考えると、そう考えますし、給付額でいえばそこら辺は計画どおりになっていると、コロナ禍でも特に控えているような状況はなく、そのまま利用者も利用し介護保険制度の計画案に沿ってなされていると理解します。

さて最後の質問に入りますけれども、コロナ禍では医療への影響は非常に大きかったです。今でも影響していますが、ベッドの利用率の状況は、長野県下では二十数%を今でも推移しています。無症状、そして軽症の方は在宅、もしくは療養施設などで隔離をして療養となっています。全国では度々の医療逼迫などに見舞われているところでもあります。第2波、第3波のときは、都会では感染症ではないほかの疾患での救急搬送で受入先がなかなか見つからず、そのまま救急車で非常に困難を極めたという例もありました。感染症に至っては、残念なことに在宅死をされた方もいらっしゃいました。

さて、コロナ禍で日々救急活動されている消防職員の方々には感謝を申し上げます。諏訪圏域での救急搬送困難症例といったものの定義はどうでしょうか。まず伺います。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 諏訪広域消防本部管内における救急車での医療機関収容状況につきましては、管内の医療機関の御理解と御協力によりまして、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響による受入れの拒否やたらい回しといった、いわゆる救急搬送困難症例は発生しておりません。

なお、救急搬送困難症例の定義につきましては、統計を取る上で総務省消防庁から示されておりまして、傷病者の方を医療機関に収容依頼する際に受入れを拒否され、受入先が決定するまでに4回以上受入れの照会をした場合で、かつ現場到着から現場出発までの時間が30分以上であった場合とされております。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** この定義によれば、諏訪圏域では受入れ拒否もなく30分以上もかかったケースはないと捉えてよろしいのでしょうか。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** そのとおりでございます。現在のところございません。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 新型コロナ感染症蔓延の前の救急搬送、そして今との違いはどうでしょうか。件数が増えてしまった、その内容も複雑化してしまったとか、件数と内容、その推移をお知らせください。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 当消防本部管内の救急出動件数につきましては、消防一元化以降、年間約8,000件から9,000件で推移をしてきております。新型コロナウイルス感染症が感染拡大する前の平成30年は8,906件、令和元年は8,961件でしたが、感染拡大をいたしました令和2年は7,859件で、平成30年と比較し1,047件、率にしまして11.8%減少いたしました。令和3年は8,215件で、前年と比較し356件、率にしまして4.5%増加しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の出動件数に戻りつつあります。

救急出動の種別ごとの推移でございますが、もっとも多いのが急病で、全体の約65%を占めております。続いて一般負傷、転院搬送、交通事故の順となっており、過去4年間を見ますと順位の変動はなく、新型コロナウイルス感染症の影響はございません。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 件数が一時的にどんと減ってしまった年もあるけれども、また元に戻ってきて、急病や負傷者、交通事故等々のその順位は変わらないということで、あまり変化はなかったと。ただ、救急搬送をした後に例えば熱が出たとか、ちょっと息苦しいとかということで救急搬送を依頼されて搬送するわけですけれども、その方が新型コロナ感染症と判明した場合の症例数。そしてまた、消防署を消毒をしないといけない。隊員の消毒や検査、そういった対応はどうかをお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 消防次長兼総務課長。

**大槻秀次消防次長兼総務課長** 救急車で傷病者を医療機関に収容した後、医療機関内の検査によって新型コロナウイルス感染症の陽性者と判明した症例は、令和4年2月末現在で16件発生しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性者またはその疑いのある方の対応及び搬送につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき保健所が行うこととなっておりますが、緊急性が高く保健所の対応による搬送が困難な方に関しては、当消防本部と諏訪保健所との協定により救急車で搬送を行っております。これにつきましては、令和4年2月末現在で6件に対応しております。

搬送後の消毒につきましては、保健所等の指導から適切に対応をしているところでございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 救急車全体の消毒等々があるんですけれども、対応した隊員等々は濃厚接触者ではありませんけれども、その後職務に就くわけですので、症状が出なければそのまま検査など



しないで通常どおりのお仕事をされていると取ってよろしいでしょうか。

**樋口敏之議長** 消防次長兼総務課長。

**大槻秀次消防次長兼総務課長** 新型コロナウイルス感染症の患者さん、陽性者を搬送した後、保健所において全ての救急隊員のPCR検査を実施していただいているところでございます。症状がない、あるに関わらず、ウイルスの増える状況を見ながら保健所で検査をしていますが、その間は、今、議員がおっしゃられましたとおり、濃厚接触者には該当しませんので通常業務に就いているところでございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 搬送後に判明した場合はPCRの検査、消防隊員全員の検査をしていると。ただ、今のところ定期的な検査というのは各職務でやるようにはなっていないくて、無料配布の検査キットをやったというところまでしか進んでいません。コロナ禍での介護職員と消防署の職員は、日々命と向き合い御奮闘されています。

国は介護の事業者への補助金を9月まで、これは限定的ではありますが、出すとしています。これが、いわゆる低所得と言われる介護職への給料アップにつながるかどうかというのは疑問であります。また、9月以降は介護報酬の引上げを検討されている。先日の予算の質問の中で、介護の保険制度の課長のほうから答弁がありました。こうなると、1割負担の利用者への負担増にもつながっていきます。本当に介護保険制度が制度化されて20年、かなり定着はしてきていますが、なかなかサービスを提供する中で利用者への負担、介護職への負担というのが徐々に増えていっているような気がしてなりません。

また災害の規模、これも非常に想定外に大きくなって、また頻繁になってきている昨今、コロナ感染症の収束への不安もあって、消防署の職員の負担も増加していると考えます。職員の体制は十分かどうか不安です。住民の命と財産を守っている消防職員の体制を充足していけるよう要望して、私の質問を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、中島保明議員の質問を許します。中島保明議員。

**13番中島保明議員** おはようございます。質問番号3番、議席番号13番、ちなみに抽選番号16の中島保明です。諏訪広域連合の議員となりまして1年近くがたち、こうして初めての一般質問の場に立たせていただくことになりまして、光栄に感じています。そのため、大変緊張しております。どうかよろしく願いいたします。

諏訪広域連合がカバーする6市町村、この圏域の大きなイベントが始まっています。言うまでもなく御柱です。7年ごとに、諏訪の住民がコミュニケーションを取りながら、その結束を確かめることができると言われることもあります。圏域が御柱という神事の歴史や文化により結束してきたとも言えるかもしれません。コロナ禍により山出しの曳行形態は変わりましたが、諏訪人の1人として御柱の成功を祈っております。諏訪は、形はともあれ一つになることができると信じています。前置きが長くなりましたが、通告書に沿って質問させていただきます。

1番は、コロナ禍と令和3年8月の大雨災害を経験した諏訪広域連合の今後についてです。諏訪

広域連合の、この3月までの広域計画の巻頭の御挨拶の中で金子連合長は、抜粋で失礼しますが、社会変化に適切に対応し、多岐にわたる住民ニーズに積極的に応えながら地域課題を解決していくためには、市町村の枠を超え、広域的な考え方や連携を行うことが求められており、広域連合が果たす役割もさらに大きなものとなっています、とおっしゃっています。

これは5年前のお言葉ですが、その後、この圏域は新型コロナウイルス感染症と大雨災害に見舞われました。新型コロナウイルス感染症については、既に発生から2年が経過し、ワクチン接種も3回目が進んでいますが、いまだにその収束の兆しが見えません。また、昨年8月の大雨により、岡谷・茅野では土石流、諏訪湖畔では床上・床下浸水などの被害を受けました。金子連合長におかれましては、この二つの大きな出来事を御経験され、広域連合長としてお感じになられたこと、思われたことが多々あるかと思えます。

そこで、(1) 連合長が思われたこと、そして思っておられること。(2) 今後の諏訪広域連合に生かしたいことを一括してお聞きます。以下の質問は質問席にて行わせていただきます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** それでは、広域連合で初めての御質問という中島保明議員の御質問にお答えしてまいります。

令和元年末に突然発生いたしました新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界に猛威を振るい、私たちの生活そのものを見直さざるを得ない状況を生み出しております。また、昨年夏の大雨による土石流や水害では、改めて自然災害の恐ろしさを痛感させられました。また、環境等への配慮をこれからも考えていかなければならないということも感じております。

安全・安心の地域づくりの一端を担う諏訪広域連合におきましても、こうした感染症や災害等の脅威に直面し、事業ごとの感染症対策、構成市町村との連携した事業の実施、広域消防の消防力の確保等に努めてきているところであります。

最初に、新型コロナウイルス感染症につきましては、広域連合では諏訪圏域内外に向けて、「心をひとつに 難局を乗り越えましょう」とメッセージを発信し、6市町村住民の皆様にご感染拡大防止のお願いをするとともに、ワクチン接種券発行や臨時特別給付金支給においては、システム面で6市町村の事業を下支えしてまいりました。システム改修に当たっては、短い期間で進める必要がありましたが、6市町村、情報センタの協力により速やかに事業を実施することができたと考えております。

また、高齢者割合が高く基礎疾患を抱える利用者の多い八ヶ岳寮の運営では、利用者の外出や面会の制限、行事の縮小などを利用者の皆様の御理解を得て実施しており、施設内の感染発生を抑えることにつながっていると受け止めております。御協力をいただいている御利用者のストレスを少しでも軽減できるよう、代替行事の企画や個別ケアに努めていきたいと考えております。

組織運営の面では、職員の感染対策を徹底してまいりました。消防では、感染警戒レベル別に対応方針を定め、消防活動に感染症の影響が及ばないよう取り組んでおります。

情報システムにおいては、ウェブ会議や自治体専用のチャットシステムを導入し、対面によらな

い会議や情報交換を可能といたしました。

残念ながらこれまでに2名の職員の感染が発生をいたしました。他の職員等への二次感染は起こしておらず、これらの取組や職場内での適切な対応によるものと受け止めております。

次に、昨年夏の大雨災害につきましては、各地域の消防団・市町村等の連携の重要性を再認識しております。広範囲に及ぶ浸水に対し、各地域の消防団員と協力し、土のう積みなどを行うことにより被害の軽減、さらなる災害防止につなげることができました。岡谷市で発生いたしました土石流におきましても、誠に残念ながら犠牲者を出すことにはなりましたが、現場に居合わせました消防団員と広域消防の各部隊が連携協力して救助活動を実施し救急隊に引き継ぎ、救急搬送を行ってまいりました。

また災害時は、災害発生状況や活動状況等につき、市町村と相互の情報共有が大切であります。消防指令システムと各市町村の防災情報システムとの連携はリアルタイムな情報共有を可能とし、昨年夏の大雨においても災害対応に生かされております。

続いて、今後に生かしたいことについてですけれども、感染症の流行や災害の発生は予見することができません。広域連合のいずれの事業においても、非常時におけるBCP、事業継続計画ですが、この実効性を高め、あるいは国・県・市町村・関係団体との連携体制を整え、備えておくことが重要と考えております。

コロナ禍と昨年夏の大雨災害は、そうした危機管理に対する意識を高く持つことにつながっていると思います。新型コロナウイルス対応や大雨災害の対応は、次の予見できない災害等に向けてのノウハウや経験値として蓄え、またデジタルトランスフォーメーション等、時代への対応、これも含めまして今後の備えや訓練、体制づくり等に生かしてまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 中島保明議員。

**13番中島保明議員** 御答弁ありがとうございます。今、連合長のほうから、心を一つに難局を乗り越えるというお言葉があり、何回か6市町村との連携、あるいは県やその他市町村とのコミュニケーションというお話がありました。コロナ禍、それから災害を経験されて、危機管理の意識も高まってきているのではないかというお話がありました。ありがとうございます。

コロナ禍や防災・減災に関わることのみならず、今は、昨日もお話が出ましたけれども、デジタル社会の実現とか、あるいはゼロカーボンに向けての取組ですとか、あるいは今ロシアのウクライナ侵攻に伴いまして、そういった世界的な国の事情等によっても我が国、我が県、それからこの広域も大変エネルギー的には厳しい状況を受けてしまうということもあって、そういうことも諏訪圏域に無縁とは言えない状況かと思えます。

この連合が医療、介護、福祉、それから防災のように住民と毎日の生活に寄り添っている組織、団体でもありますので、この連合が今後も心を一つにさせていただいて、難局を乗り越っていかれることを願ひまして、この質問については終わりたいと思います。

それでは次に移りまして、2番は救護施設八ヶ岳寮の運営についてでございます。例年、八ヶ岳寮の視察が行われているようですが、今年度は中止となりました。残念ながら現場も確認できてお

らず、また先ほども申しましたが、広域連合の議員になって1年たつにもかかわらず、勉強不足でほとんど何も分かっていません。お恥ずかしい次第ですが、八ヶ岳寮のことを一から学ばせていただくつもりで質問のテーマとしました。

(1)は、民生費県負担金と民生費負担金の算出方法です。施設の歳入において大きい比率を占めます、民生費負担金と民生費県負担金の算出方法についてお聞きしたいと思います。予算書では40ページに書かれておりますが、よろしくをお願いします。

**樋口敏之議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** お答えをいたします。最初に、この負担金の性質につきまして若干説明をさせていただきます。生活保護の立場から住民を保護する実施機関であります県あるいは市が、救護施設利用者へのサービス提供に必要な経費といたしまして、施設に対して支弁する、いわゆる措置費といった扱いになります。この措置費により施設運営の財源のほとんどを賄っているという形になります。

救護施設の措置費は生活保護法で基準額が定められており、主に人件費や施設の管理費に充てられる施設事務費と、利用者の生活上の必要経費に充てられる保護費、この二つに区分をされます。その財源は国が4分の3、都道府県、市町村が4分の1を担っております。

最初に、施設事務費は施設の所在する地域区分と施設の定員により決められた一般事務費のほか、各種加算費を加えた単価によりまして、月を単位として算出されることとなります。具体的に、八ヶ岳寮は地域区分が4級地、定員が120人ですので、一般事務費の単価は13万1,400円。職員配置加算など各種加算を加えた基準単価の総額は15万円ほどになります。

次に保護費の関係になりますが、この算出に当たっては、やはり利用者に関わる生活費として、八ヶ岳寮に所在する地域区分、これは2級地になります。これによって定められました基準額は6万9400円であり、事務費、保護費双方の単価にその月の入所者数を乗じて得た額が措置費という形で支弁されることとなります。

なお、職員配置加算について補足いたしますと、施設の定員に応じて国から示された職員の配置基準に対しまして、介護・看護・指導員・精神保健福祉士といった一定の職種について、基準を上回り手厚く配置することにより支弁される加算金といった扱いになります。

**樋口敏之議長** 中島保明議員。

**13番中島保明議員** ありがとうございます。今の御説明で大体理解することができました。今、市からの方については施設事務費としては15万円ほど、それから保護費、施設生活費ということではよろしいかと思いますが、それが市も県も同じですか、6万9400円ということで、昨日説明がありまして、市の関係では93名、町村からは34名という御説明がありました。今の寮長の説明の金額に、その人数と12か月を掛け合わせて足し算しますと、暗算ではありますけれども、大体予算書の数字とほぼ合致するということが確認できました。ありがとうございます。

続いて、2回目の質問に移らせていただきたいと思います。今、社会全般が多様化していること、それからそれぞれの人々の価値観も様々で、いろいろな考えを持っておられます。利用者や御家族

の方々におかれましても一人一人、また一件一件考え方や思いが違うと思います。

そのような状況にあつて、今お話のあつた事務費あるいは保護費が、利用者支援を行っていく上で現実に十分であるかどうか若干心配しているんですが、その点。措置費として支弁される事務費と保護費が、施設を運営していく上で実態に見合った額になっているかどうか。お聞きします。

**樋口敏之議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** 措置費が実態に見合った額かとの御質問でございますが、多くを人件費で占める施設事務費につきましては、現在、当施設におきましては国の示す職員の配置基準、これを上回った職員の配置により、適切な支援ができていくということ。また保護費につきましては、その約半額に当たります金額を利用者の食材料費に充てた上で、その他生活用品の購入、健康診断、小遣いのお支払い等、適切な利用者サービスを提供する上で十分賄えていると考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 中島保明議員。

**13 番中島保明議員** ありがとうございます。利用者への充実した支援が確保されるように人員が配置されているということで、やりくりができていくということで理解をいたしました。

私ごとで恐縮なんですけれども、土木の行政に携わっていたりした関係で、公共の関係の事業費については、基本的には安い単価でダムを造ったり河川の工事をしたりするというのが基本線かと思っております、今のように要は国で定められた、もっとも最低限の基準とのことなんですけれども、それに加えて人員を増やしてサービスを豊かにするということに対して加算があるということで、当たり前のことかもしれないんですけれども、大変ありがたいことだと感じております。理解しました。

続きまして、(2)に移っていききたいと思います。施設における利用者支援におきまして、食事とか入浴ですとか移動の介助が大きい割合を占めていると思われま。当然、今コロナ禍にあつては3密の回避が叫ばれているところなんです、人と接するお仕事でもありますので、3密の回避も非常に厳しい状態だということで、感染予防に関する管理ですとか、消毒等実際の処置ですとか、ほかの仕事に比べていろいろな面で徹底することが多くて大変かのように想像しておりますが、実際、コロナ禍によって業務量の増加があるように思うんですが、その実情についてお聞かせ願います。

**樋口敏之議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** 今回のコロナ禍におきまして、施設の業務量、こういったものの増加が見られるかとの御質問でございます。施設におきます利用者支援において、業務量を大きく左右する内容といたしましては、八ヶ岳寮祭など外部を招いて行われる比較的規模の大きな行事の開催、また、日常的に行われています利用者の買物支援、あるいは食事等の外出支援、医療機関への通院など、こういったものが挙げられますが、これらの中止または必要最低限への縮小によりまして、むしろ業務量が削減される部分もございます。

一方で代替の行事の新たな企画、また行事食のテイクアウト、感染予防対策としての検温、寮内

の消毒、利用者及び職員のワクチン接種などに関わる業務の増加、こういったものも見られますが、全体として大きな業務量の増加につながっているという状況には至っておりません。業務の量的な増というよりは、むしろ業務内容を柔軟に変更することにより、コロナ禍に対応しているといった現状でございます。

**樋口敏之議長** 中島保明議員。

**13番中島保明議員** 分かりました。安心いたしました。

次に、(3)に移ります。八ヶ岳寮では利用者の自立の支援、地域移行というのでしょうか、それについて行われておりますが、地域移行の実績と課題についてお聞きします。

**樋口敏之議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** 救護施設におきましては、地域のセーフティネットの役割を果たしつつ、生活困窮者が生活の立て直しを図り、地域での自分らしい生活が送れるような支援、いわゆる通過型施設としての役割も担っております。当施設におきましては、比較的自立度の高い利用者の地域移行を促進するため、平成25年度から居宅生活訓練事業というものを導入し、この間この事業を通じて12名の方が地域移行をされております。

地域移行の課題といたしまして、この事業への参加につきましては、あくまでも御本人の意思が前提となっております。このため、本来であれば地域移行が望ましい利用者であっても、寮生活が長くなるにつれまして地域移行への意欲が減退して、希望されなくなってしまうケース、あるいは本人に希望があっても、これまでの生活歴から家族等の理解が得られず、なかなか地域に結びつかないといったケースなど、対象者そのものの選定というものが難しくなっているといった現状がございます。

**樋口敏之議長** 中島保明議員。

**13番中島保明議員** ありがとうございます。内容はよく分かりました。12名の方が地域移行されているということで、平成25年からといいますと、ざっと七、八年たとうかとするんですけども、1年当たりにざっと計算すると2名程度、地域移行されているということが分かりました。

課題として、今おっしゃっていた利用者自身の意欲の減退ですとか御家族の方々の意識や理解によって、なかなか対象者の選定が難しくて事業の進み具合がということかと思うんですけども、今の12名ということをお聞きしますと、結構立派と言っては失礼なんですけれども、結構頑張っておられるというか。御本人もそうなんですけれども、八ヶ岳寮も努力の結果という感じは受けません。

そして、2回目の質問になりますけれども、その居宅生活訓練事業について、定員や具体的な事業内容とか効果等について、さらにお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** 当施設の居宅生活訓練事業の定員は2名となっております。この2名に合わせまして、民間のアパートを2部屋借りております。現状のニーズと照らして妥当な事業規模と考えております。

具体的な訓練内容でございますけれども、適切な食事や社会的に不適應を招かないような生活リズムの立て直し、金銭、服薬、衛生上の管理、買物、就労訓練、交通機関の利用など様々ではありますが、それぞれ個々の対象者のニーズに応じた支援計画を作成いたしまして訓練を行います。訓練中に定期的なモニタリングを実施いたします。目標の達成度等につきまして、措置元となる福祉事務所、そこに御家族等を交えまして検討を行いまして、地域移行の可否を判断してまいります。

訓練の実施期間は原則1年とされているところでありますが、必要に応じて2年間まで延長することができるようになっております。

訓練の効果の実態でありますけれども、個々によって差はございますが、専任の職員が1名配置されます。また、多くは本人の地域移行したいといった意欲も相まって、一定の目標をクリアして地域移行されるケースが多いという現状でございます。なお希望に応じまして、移行後におきましても、こちらのほうで電話連絡等をさせていただいて相談等をお受けしているという実態もございます。以上です。

**樋口敏之議長** 中島保明議員。

**13番中島保明議員** ありがとうございます。今後も地域の重要なセーフティネットの一つとして、利用者、そして御家族の皆様の思いに寄り添った支援をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、林元夫議員の質問を許します。林元夫議員。

**21番林元夫議員** 議席番号21番の林元夫です。御柱祭の木落としが中止になり、諏訪が一つになる機会が一つ減ったことは残念でたまりません。諏訪が一つになり、一つの目標に向かって進む祭りは諏訪人氣質の原点であり、「諏訪はひとつ」の心の源であります。山出し、曳行は中止になっても、「諏訪はひとつ」は永遠に不滅です。それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、諏訪広域連合広域計画における「広域的課題の調査研究」についてですが、広域計画では、広域的課題を地方分権に関することをはじめとして、1から8まで挙げています。今までの広域的課題の取組状況はどうか、また、その課題についてどのように対処、調査研究してきたのかをお聞きしたいと思います。

次に、広域連携の強化と諏訪経済圏の拡充及び広域圏の地域活性化についてであります。コロナ禍における観光をはじめ、経済は大打撃を受けており、広域的な取組が必要になっていると考えております。広域連携を強化することで、観光振興や諏訪圏経済圏発展が見込めると考えております。例えば、各自自治体が観光の分野でも宿泊強化エリア、文化遺産・博物館など歴史文化重点エリア、スポーツ振興体験エリアなど、役割分担していくことも可能であります。その上、各自自治体の魅力発見にも貢献できるのではないのでしょうか。

経済圏の構築では、「諏訪ペイ」や諏訪共通商品券など、広域で利用できれば経済的拡大もできるのではないのでしょうか。住民の利便性も高まります。そんなことを考える上でも、諏訪広域連携の拡大の方向性について、どのように考えているのかをお聞きしていきたいと思っております。

まずは2点について質問し、以降の関連質問は質問席にてさせていただきます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** それでは、林元夫議員の御質問にお答えしてまいります。初めに、諏訪広域連合広域計画における「広域的課題の調査研究」についてでございます。関係市町村が抱える共通の課題につきまして、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて対応している状況でございますが、地域情報化の推進におきましては、広域計画15項目の事業の一つとして取り組んでおりますシステム導入及び共同化と併せまして、諏訪地域6市町村、諏訪広域総合情報センタ及び広域連合により諏訪地域行政情報化推進委員会を設置し、現在も基幹系情報システムなどの行政事務の効率化のため連携強化を図り、共同化構築の調査研究の取組も併せ推進をしております。

観光振興に関することにつきましては、御柱祭における諏訪地域に与える経済波及効果、この調査を実施しております。

そのほかですが、し尿、火葬場、ごみ処理施設、諏訪湖浄化等につきましては、現在、各種一部事務組合とそれぞれの形の中で取組が進められているところですが、必要に応じて調査研究を行うこととしております。

また、その他の広域にわたる重要な課題につきましては、構成6市町村や県・国等との調整により、諏訪ナンバー、婚活事業、防災事業、広域道路事業、LCV-FMによる広報事業等について、地域振興の一つとして調査研究の取組を進めてきた状況でございます。今後も、6市町村に共通する新たな課題が発生した際には連携を図り、正副連合長会議等において協議検討を行い、総意を得た上で調査研究等に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、広域連携の強化と諏訪経済圏の拡充及び広域圏の地域活性化についてでございます。まず広域連合は、基本的に構成市町村の事務の共同処理等スケールメリットを生かすことで、効率化が見込まれる共通の課題や事務事業を執行する一つの地方公共団体であります。諏訪広域連合で行っている事業・課題と、6市町村の広域連携という課題は、当然分けて考えなければならないものであります。規約にのっとり、広域連合の事務事業に位置づけられている15項目につきましては広域連合で行ってまいりますが、諏訪地域6市町村の連携・協力という課題につきましては、6市町村の担当者間において常に情報交換、意見交換を行いながら取組が進められている状況でございます。

御質問にございました観光振興の面での連携につきましては、現在、諏訪地方観光連盟、これは6市町村の観光担当者と民間事業者が参加をしておりますが、ここを中心に市町村との連携による充実を図る取組が進められている状況でございます。また経済面で言えば、6市町村それぞれ地域の歴史、事情があり、また産業構造等にも違いがあるわけですが、担当者間において情報共有が行われ、必要とされる部分については広域連携協力の取組が行われているところであります。

こうした構成市町村の取組の中から、広域にわたり処理したほうがよいという方向が出てきた段階で広域連合の俎上に上げて、政策・事務等について協議を進めていくこととなっております。以上でございます。



**樋口敏之議長** 林元夫議員。

**2 1 番林元夫議員** 今スケールメリットを追求して諏訪広域連合をやっていくと、そういうお話がありました。これを、スケールメリットを生かすという立場から、ほかにもいろいろそのスケールメリットを生かせる施策ができるんじゃないかと私は考えておまして、まず広域的課題の調査研究が実際の施策に反映された事例はあるのかどうか。調査研究として、課題解決のためのプロジェクト化がなされていく姿勢が、多様化する時代には大切ではないでしょうか。工業振興も含めて、諏訪広域連合の事務拡大を図る考えはないのでしょうか。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。まず、広域的課題の調査研究が実際の施策に反映された事例ということでございますけれども、先ほどの連合長の答弁で申し上げました諏訪ナンバーをはじめとしたこれまでの取組ですとか、基幹系情報システムの共同化構築の調査研究。また、緊急地震速報システム事業、LCV-FMによる広報事業、こちらは現在も継続して実施をしているところでございます。また近年ですが、特急あずさの停車本数が削減された際には、JR東日本株式会社に対しまして、市町村、市町村議会、関係団体が一体となりまして要望活動を実施したところでございます。

次に、広域連合の事務の拡大ということでございますけれども、先ほど連合長答弁でも申し上げましたが、広域連合は基本的に構成市町村の事務の共同処理など、スケールメリットを生かせる均一的な事務や専門性が必要な事務、そうしたものを行う事業体でございますので、今後広域にわたり処理すべき事務等が発生をしまして、6市町村間で協議がされ、総意がされた段階で事務が拡大するということになってまいります。ただ単に事務事業だけが拡大するということではなくて、いろいろ市町村の負担金が増えるですとか人員の体制ですとか、そういったところも検討していかなくてはいけない。様々な調整が必要になってまいります。

**樋口敏之議長** 林元夫議員。

**2 1 番林元夫議員** 諏訪圏経済圏の拡大というのは、商工会議所の市町村合併の推進の要望、これもリンクしておまして、未来の諏訪を模索する機会になると思っておりますが、先ほども出ていました、御柱の経済効果とかそういうものもやる中で、観光DMOというのを諏訪圏に拡大したらどうかという話もあります。観光協会だけでは、やはりやっていけないのではないかと、そういうことも考えられると思っております。やはり未来の諏訪を模索するということが諏訪広域連合には必要ではないかと思っておりますが、どのように考えるでしょうか。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** 経済圏の拡大ということでございますけれども、こちらはやはり広域連合が扱う事務事業とは性格が異なるものと考えているところでございます。広域連携というものは必ずしも広域連合が全て取りしきるということではなくて、産業界は産業界、観光は観光として連携強化ですとか各市町村の担当部局において、各市町村の特色を生かして主体的に関わっていくこと。それが必要であると考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 林元夫議員。

**2 1 番林元夫議員** それぞれの担当所管が話せばいいということでもない。せっかく6市町村の首長が集まっているんですから、ぜひそういうものを議題に上げて、各市町村に拡大していくことがこれからの諏訪圏にとっては大事じゃないかと私は思っております。そういう意味で、この人口減少、また少子高齢化。この中で地域コミュニティーを大切にした上で、もちろん地域コミュニティー、各自治体がいいと思っていますし、それぞれの考え方の違いもあるでしょうけれども、やはり理想の諏訪というのを模索しなきゃいけない。そんなプロジェクトもつくっていったら、ぜひ前向きな、明確な諏訪圏の方向性、そういうものを考える諏訪広域連合であってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** 広域連合という事業体としましては、その定められた枠組みの中で、また手続きののっとり取り組んでまいりたいと考えているところでございますが、議員おっしゃったとおり、6市町村の長が集まって協力関係を深めていく貴重な場であると考えているところでございまして、そうした場ですとか6市町村担当者間におきまして、情報共有ですとか意見交換が行われまして、そういった、先ほどプロジェクトというお話もありましたが、そういった話題、課題、方向性が出てきた段階におきまして、必要性について協議がされるものと考えております。

**樋口敏之議長** 林元夫議員。

**2 1 番林元夫議員** やはり定められた枠の中でというのを、私は枠を取っ払ってほしいといつも考えているんです。それがやはり工業であり商業であり、商圈の拡大をやって、諏訪圏の全体の発展につながっていくというのが本筋であって、やはりその定められた枠というものを取り外していくことが、この広域計画に求められている広域的課題の調査研究に関することではないかと、私は常々考えております。

諏訪広域連合はやはり消防と介護だけではないと。諏訪圏の未来を担っていると。ぜひ「諏訪はひとつ」の考えの下、事務拡大、これは事務拡大してほしいんです。やはり去年もトライアスロンとか諏訪全域にわたるイベントが計画されましたけれども、コロナ禍で残念ながら中止になってしまいました。それで今、諏訪湖の周りでサイクリングロードが完成に近づいています。やはり、こういうことが徐々に所管だけではなく諏訪圏全体の理想像として捉えて進んでいくべきだと考えますが、もう一度御返答をお願いします。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 議員の熱い思いを伺わせていただきました。議会におかれましては、6市町村の議員が集う議会であります。この広域連合、正副連合長会議というのを定期的に行っております。諏訪広域連合は、そうした6市町村の皆さんが集まって情報共有や意見交換が行われて、また協力関係を深めていく貴重な場であると捉えております。

**樋口敏之議長** 林元夫議員。

**2 1 番林元夫議員** ぜひ前向きに考えていただければ前に進めません。それからやはり、諏訪

全域、この諏訪で一つというのはやはり御柱だけではないと。一つの目的に向かって進むということが大事だと私は常々思っております。

お昼の時間になって、早くなりますのでいいことですが、私の質問をそろそろ終わりにしたいと思っておりますけれども、6市町村の首長がそろっておりますので、ぜひ合併も視野に入れた討論も入れていってほしい、そういう思いもあります。ぜひ逃げなくて、ぜひ地域の発展、地域のコミュニティーを大切にしながら、なおかつ諏訪のスケールメリットを生かしたもっと事務事業の拡大をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

**樋口敏之議長** これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時20分

**樋口敏之議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○日程第 2

議案第 1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて

○日程第 3

議案第 2号 公の施設の指定管理者の指定について

○日程第 4

議案第 3号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○日程第 5

議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

○日程第 6

議案第 5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

○日程第 7

議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

○日程第 8

議案第 7号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）

○日程第 9

議案第 8号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)

○日程第10

議案第 9号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算(第1号)

○日程第11

議案第10号 令和4年度諏訪広域連合一般会計予算(案)

○日程第12

議案第11号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算(案)

○日程第13

議案第12号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算(案)

○日程第14

議案第13号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算(案)

○日程第15

議案第14号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算(案)

**樋口敏之議長** 日程第2 議案第1号から日程第15 議案第14号までの14件を一括議題といたします。

この14件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告をお願いします。総務消防委員長。

**森安夫総務消防委員長** それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された6議案の議案審査に当たり、9名の委員出席の下、金子ゆかり広域連合長、今井竜五副広域連合長、五味武雄副広域連合長、事務局長、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについてを報告いたします。

審査の過程において、居宅生活訓練事業の対象者は減少しているのかという質疑に対し、訓練事業は現在も継続しているが、コロナ禍で難しい状況もある。また入居者の高齢化や介護が必要な方の増加等もあり、大勢の方をその事業により自立させることは難しい状況にあるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について報告いたします。

審査の過程において、質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第9号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算(第1号)について報告いたします。

審査の過程において、質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第10号 令和4年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目1節から3節、3款1項3目、4款から7款及び歳出のうち3款を除く全てであります。

審査の過程において、会計年度任用職員の職員手当について、制度改正に伴う増減分の説明欄に記載されてある期末手当の減分は人事院勧告によるものかという質疑に対して、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、病院群輪番制運営事業費について、補助金の配分はどうなっているかとの質疑に対して、諏訪赤十字病院、岡谷市民病院、諏訪中央病院、富士見高原病院、諏訪湖畔病院、諏訪共立病院の六つの病院に対し、診療日数に応じて配分をしているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第13号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、水槽付ポンプ自動車の大きさはどの質問に対して、以前に配備したものと同様のものを配備し、署員がどこの署に異動しても同様に扱えるようにしているとの答弁がありました。

また、会計年度任用職員の職員手当のその他の増減分の説明欄に記載のある、期末手当満額支給等による増分とはどのようなことかとの質疑に対して、入庁時期により期間率の影響による増であるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決となりました。

次に、議案第14号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、ふるさと振興事業費の広域観光調査委託料の業者選定と公表はどのように行われるかとの質疑に対し、経年比較とノウハウがあるため、過去と同じ業者で進めている。また公表については、翌年の広域行政研修会で公表する予定との答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決となりました。

以上で報告を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

**芳澤清人福祉環境委員長** それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において、当委員会において付託された9件の議案審査に当たり、11名の委員出席の下、今井副広域連合長、宮坂副広域連合長、名取副広域連合長、各課長、各施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第3号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、今回の改正は主任介護支援専門員の定義の改正によるものかとの質疑に対し、法令の改正に準じて、主任介護支援専門員の定義を定めたものとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第7号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において、今回の補正による基金積立で、広域計画に示されている基金残高、2億3,808万6,000円となるのかとの質疑に対し、令和3年度に一部取崩しがあったことから、令和3年度末においては、この数字を若干下回るとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第8号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

審査の過程において、基金残高は幾らが適正なのかとの質疑に対し、おおよそ1か月分の給付費に当たる12億円程度が目安となるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第10号 令和4年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では、全会一致で可決しました。

次に、議案第11号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、職員のストレスチェックの状況はとの質疑に対し、福祉施設であるため、他の部署と比較し、ややストレス度は高いと承知しているとの答弁がありました。

また、利用者が高齢化しているが、健康への取組はしているかとの質疑に対し、利用者の身体状況に合わせた体操の実施や、機能回復訓練を医療機関に業務委託するなど、身体機能の維持を図っているとの答弁がありました。

また、利用者の小遣いの金額及び用途はとの質疑に対し、障がいの程度に応じた金額として2万2,310円、1万4,870円、5,000円を支給し、主に嗜好品等の購入に充てているとの答弁がありました。

また、施設管理費において、職員が増員予定にもかかわらず、前年比約1,000万円の減額となっている理由はとの質疑に対し、令和3年度に計上した工事請負費が減額となったことによるものとの答弁がありました。

また、令和4年度の利用者居室の洋室化数及び年度末の洋室化率はとの質疑に対し、2部屋を予定し、33室中19室が完了するとの答弁がありました。

また、令和元年度に実施した第三者評価を今後も実施するののかとの質疑に対し、定期的に実施していくとの答弁がありました。

また、評価結果に対しどのような取組を行っているのかとの質疑に対し、職員の行動規範に基づくチェックシートを作成し、利用者ケアの充実を図っているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第12号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、保険料の滞納繰越分の収納状況と今後の見通しについて質疑があり、令和4年2月末現在、滞納者数526名、収納率22.14%。令和2年度の23.9%と比較して、若干収納状況は下がっている。なお、今後も各市町村担当課による電話での催告や臨戸訪問に努め、収納率の向上を図りたいとの答弁がありました。

また、令和4年度中に実施予定の介護報酬改定に係る予算について質疑があり、処遇改善加算について、令和4年9月までは国が補助金で対応する。10月以降は臨時報酬改定が予定されているが、システム改修等が必要になることから、補正予算での対応を考えているとの答弁がありました。

また、第8期介護保険事業計画における特養の整備計画と待機者数についての質疑があり、39床の計画に対し未整備29床、直近の待機者数は550名、年々減少傾向にあるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

以上、報告を終わります。

**樋口敏之議長** これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和4年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、委員

長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算(案)について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

**樋口敏之議長** 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午前11時50分

---

**樋口敏之議長** 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり慎重なる御審議をいただき、提出申上げました各議案につきましては、それぞれ原案どおり御承認、御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。審議を通じていただきました貴重な御意見等につきましては、今後さらに検討を深め、課題の解決に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今月初旬まん延防止等特別措置の解除後も、諏訪管内においては新規感染者が高止まりの状況が続いております。広域連合といたしましても、構成市町村と協

力し、課題克服に全力で対応してまいりたいと思います。

議員各位におかれましても、今後も引き続きお力添えのほどお願いを申し上げますとともに、皆様方の一層の御健勝を御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

**樋口敏之議長** これにて、令和4年第1回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午前11時52分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 樋 口 敏 之

3 番 廻 本 多 都 子

2 0 番 森 安 夫



議案等の審議結果

広域連合長提出

| 事 件 番 号     | 上程月日     | 付 託 委 員 会   | 議 決 月 日  | 審 議 結 果 |
|-------------|----------|-------------|----------|---------|
| 同 意 第 1 号   | 4. 3. 23 | 省 略         | 4. 3. 23 | 原 案 同 意 |
| 承 認 第 1 号   | 〃        | 〃           | 〃        | 原 案 承 認 |
| 議 案 第 1 号   | 〃        | 総務消防委員会     | 4. 3. 24 | 原 案 可 決 |
| 議 案 第 2 号   | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 3 号   | 〃        | 福祉環境委員会     | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 4 号   | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 5 号   | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 6 号   | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 7 号   | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 8 号   | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 9 号   | 〃        | 総務消防委員会     | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 1 0 号 | 〃        | 各 常 任 委 員 会 | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 1 1 号 | 〃        | 福祉環境委員会     | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 1 2 号 | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 1 3 号 | 〃        | 総務消防委員会     | 〃        | 〃       |
| 議 案 第 1 4 号 | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |